諮問庁：放送大学学園
諮問日：令和８年２月１０日（令和８年（独情）諮問第９号）
答申日：令和８年１０月２６日（令和８年度（独情）答申第２９号）
事件名：在学中に学生種の変更はできないとするルールの不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年９月１６日付け放総第０３１２号により放送大学学園（以下「放送大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書

学生の身分の得喪に係る重要なルールについて、同事項を直接規定する規程が存しないことは想定しがたい。担当部門による審査請求人への質問等への対応も杜撰であった。審査請求人による開示請求後は、情報提供を明確に拒否するなど、法に定める情報提供制度を理解していない。これらの点を踏まえると、審査請求により、改めて文書の所在を確認すべきと考える。

（２）意見書

ア　『「次学期の科目登録申請を行っている場合に、在学中に選科履修生から全科履修生への変更はできないとする、学内で定めたルールすべて。」に関する補足説明資料』の内容は、法に定める情報提供の趣旨踏まえ、法人文書不開示決定通知処分に先立ち審査請求人に対して情報提供を行えないものだったのだろうか。

当該請求対象文書に係る審査請求人からの問い合わせメールに対して、放送大学の担当課発信のメールには次のように記されていた。

（請求者メールサーバにおける受信日時：特定日時）

「また、すでに法人文書開示請求書をいただいておりますので、根拠資料に関する件についてはメールでの回答は差し控えさせていただきます。」

「法人文書」でなければ、情報提供として審査請求人に対して文書を開示しても問題ないものと思われる。放送大学には、法に定める情報開示請求の対象となった文書、あるいはそれに関係する文書については、たとえそれが「法人文書」でなかったとしても、情報提供を差し控えなければならないとするルールが放送大学には存するのだろうか。あるとすれば、当該ルールもシステムベンダー様が事実上決めたのだろうか？

イ　審査請求人が審査請求を行ったことで、他の機関の「目」が入ることとなった。放送大学としては、「もう少しまともな説明をしないと情報公開・個人情報保護審査会から指摘を受けかねない」と考え、今回の理由説明書が作成された。この理由説明書により、放送大学がベンダー様を神のように崇めている状況が明らかになった。

縷々述べさせてもらうとすれば、放送大学では、事実上、ベンダー様が放送大学のルールを決めている。システム導入による制約があるのは当然であるが、学籍に関する事項でさえも、放送大学自らの規範設定権限を放棄し、ベンダー様のシステム制約がルールと化している。

放送大学理事長は、理由説明書中において、「システムベンダーによる強制的なデータ修正・・・極めて例外的かつ負担の大きい処理が必要・・・」と主張する。これは、ベンダー様の言うことをそのまま文書化しているにすぎない説明である。実際のところは、該当の処理を行うためのシステムの変更は比較的容易であると思料される（＊そもそも、システム変更について、どれほどの作業が必要か、理由説明書中には具体的かつ納得できる説明はなされていない）。また、これに伴う作業量も工程数等の面で大した業務量ではなく、落札実施者からの指示があれば、落札者としては本来、粛々と対応すべきものと思われる。

しかし、ベンダー様は、煩雑な作業を嫌い、システムを理解しない放送大学担当者に「困難なんですよね」、「負担が大きいですね」、「仕様書に書いてませんし、応札価格内では対応しきれませんね」云々説明した。放送大学は、ただただその説明を金科玉条とし、ベンダー様のお気持ちに沿うように、今般の理由説明書を作成した。

さらに同理事長は「本学が行う出願・科目登録の事務処理に多大な負担を生じさせ、一般の学生・出願者に係る事務処理についても遅滞を生じさせかねない」と畳みかけて主張する。ベンダー様の言い

訳を、一般学生への影響まで話を広げて、正当化を図ろうとする。

放送大学は、関係システムに係る落札実施者であり、ベンダー様は関係システム設計・導入の落札者という立場である。しかし、システム導入後は、あたかも立場が逆になっている。今後は、私立大学ではあるものの、事業収入を超える国庫補助金を受けているという立場等を踏まえ、システムベンダーの言いなりになるのではなく、適宜落札者としての立場をきちんと発揮してもらいたいと考える。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　審査請求に係る法人文書について

本件審査請求に係る法人文書は、本件対象文書である。

放送大学においては、在学期間中の学生種の変更について規定しておらず、「次学期の科目登録申請を行っている場合に、在学中に選科履修生から全科履修生への変更はできない」ことについてもこれを直接定めた規程等は存在しないことから、請求対象の法人文書を保有していないため、不開示とする原処分を行った。

２　本件対象文書の不存在について

放送大学教養学部へ入学する際には、全科履修生、選科履修生及び科目履修生の３つの学生種のうちからいずれか一つを選択する仕組みとなっており、選択した学生種としての在学期間が継続している間は、当該学生種としての身分が当然に継続することとなる。

その上で、選科履修生として入学した者が改めて全科履修生として再入学を希望する場合には、選科履修生の在学期間が終了した次学期以降に全科履修生として出願することが通常であって、学籍管理を行う教務情報システムも、在学期間の途中に学生種の変更処理を行うことを想定して設計されているものではない。

そのため、学生募集要項に掲載しているＱ＆Ａには、「入学後に学生種の変更はできますか？」という問いに対して、「在学期間中の変更はできません。ただし、在学期間が満了する学期に継続入学申請にて学生種の変更ができます。」との回答を明記しているところである。

ただし、次学期も現学籍が継続する選科履修生が、当該学期末を以て一度退学するとともに、次学期から新たに全科履修生としての入学手続きを行うことを希望する場合、在学生としての次学期科目登録申請を行う前であれば教務情報システムに反映させることが可能であることから、個別の要望があった場合にのみ対応を行っている。

しかしながら、次学期も現学籍が継続する選科履修生が在学生として次学期の科目登録申請を行った場合には、教務情報システムにおいては当然に次学期も選科履修生として処理が進行することとなり、その状況においては、当該学期末をもって退学した上で次学期に別の学生種として入学させるとい

う処理が通常のシステム操作では対応できない。

これに対応するためには、システムベンダーによる強制的なデータ修正という、極めて例外的かつ負担の大きい処理が必要となり、本来想定されていないこのような処理を個別の要望に応じて実施することは、本学が行う出願・科目登録の事務処理に多大な負担を生じさせ、一般の学生・出願者に係る事務処理についても遅滞を生じさせかねないものであることから、実務的にもこのような対応は行うことができない。

したがって、このように本学で本来想定していない極めて例外的な事務処理についてまで個別に定める規程等は存在していないことから、審査請求人が求める本件対象文書はこれを保有していない。

3　結論

以上の理由から、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であると判断した。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年２月１０日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年３月２５日　　審査請求人から意見書を収受
④　同年９月２日　　審議
⑤　同年１０月２０日　　審議

第５　審査会の判断の理由

1　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2　本件対象文書の保有の有無について

（１）当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア　放送大学教養学部へ入学する際には、全科履修生、選科履修生及び科目履修生の３つの学生種のうちからいずれか一つを選択する仕組みとなっており、選択した学生種としての在学期間が継続している間は、当該学生種としての身分が継続することとなる。

その上で、選科履修生として入学した者が改めて全科履修生として再入学を希望する場合には、選科履修生の在学期間が終了した次学期以降に全科履修生として出願することが通常である。

また、学生募集要項に掲載しているＱ＆Ａには、「入学後に学生種の

変更はできますか？」という問いに対して、「在学期間中の変更はできません。ただし、在学期間が満了する学期に継続入学申請にて学生種の変更ができます。」との回答を明記しているところである。

イ　ただし、次学期も現学籍が継続する選科履修生が、当該学期末を以て一度退学するとともに、次学期から新たに全科履修生として入学することを希望する場合には、次学期の科目登録申請を行う前であれば、個別の要望があった場合にのみ対応を行っている。

ウ　しかしながら、次学期も現学籍が継続する選科履修生が、在学生として次学期の科目登録申請を行った場合には、①一度申請した科目登録申請を全て取り消すことはできないこと、②退学届を提出した場合、当該学期末までは選科履修生としての身分が継続すること、③次学期の科目登録申請を行うことは、次学期も選科履修生としての身分を継続する意思表示であり、その状態で全科履修生として出願することは二重の申請となることから、すぐに退学して次学期に全科履修生として入学することはできない。

エ　次学期の科目登録申請を行っている場合、次学期に選科履修生から全科履修生への変更はできないという取扱いは、上記ウ①から③までの事務処理の運用から導かれるものであり、また、本来想定していない極めて例外的なものであることから、当該取扱いについて個別に定めた規程等は存在しない。したがって、本件対象文書に該当する文書は保有していない。

（２）上記（１）の諮問庁の説明は、著しく不自然、不合理な点があるとまではいえず、これを是認せざるを得ない。

したがって、放送大学において、本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、放送大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第５部会）

委員　市木政昭、委員　石川千晶、委員　大江裕幸

別紙（本件対象文書）

次学期の科目登録申請を行っている場合、在学中に選科履修生から全科履修生への変更はできないとする、学内で定めたルールすべて。